

医療用医薬品流通の重要な時期を迎えて

(一社)日本医薬品卸売業連合会会長
鈴木 賢



本日ご参加の皆様には、日頃から連合会の業務運営に格段のご協力、ご支援をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、新薬創出加算制度の試行や後発医薬品の使用促進といったことから、近年における医薬品市場構造は大きく変化しております。本年度は診療報酬改定が行われ、消費税の8%への引き上げも実施されました。また、現在検討されている来年10月の消費増税の問題や薬価の毎年改定など、医薬品市場への影響を及ぼす施策が実施されようとしています。こうした状況を踏まえ、今年度の本セミナーのテーマを「変貌する医薬品市場と流通問題」といたしました。

今回の薬価改定においては、新薬の開発を促進するとともに、後発医薬品の使用を促進するための様々な改正が盛り込まれております。診療報酬改定においては、200床以上の医療機関とすべての保険薬局を対象として、9月末の医薬品取引価格の妥結率が50%以下の場合には、診療報酬や調剤報酬が減算される制度、いわゆる「未妥結減算」制度が導入されました。

我々卸としても100%の妥結率を目指し、できるだけ早めの価格提示や、人的資源を優先的に投入し交渉を加速した結果、9月末の妥結率は従来よりも大幅に向上しました。この9月末の結果を、対象となる医療機関及び保険薬局が、地方厚生局へ報告する際に必要となる「妥結率の根拠となる資料」の作成にあたりましても、厚生労働省のご指導をいただきながら、対応してまいったところです。しかしながら、こういった卸の努力とは裏腹に卸の業績は低迷しています。このような中で、単に妥結率が向上したから薬価の毎年改定ができるのではないかといった考えで、薬価の毎年改定が議

論されるのは大変遺憾に思う次第です。

一方、本年4月から消費税率が8%に引き上げられましたが、一部の医療機関等の中には、医療用医薬品の購入で消費税で損税が発生しているといった間違った認識もされていました。卸連としては、啓発用パンフレットを作成しながら、医療用医薬品では消費税で損税は発生していないことについてのご説明をしてきました。

従来、医療用医薬品の価格交渉にあたりましては、これまで消費税を含んだ薬価に対して、税抜き納入価を示して何%引きになるといった形で交渉してきました。しかし、この方式では今後消費税が引き上げられると、見かけ上の値引き率が大きくなり、医薬品の価値がわからなくなってしまいます。このため、10月から医療機関や保険薬局との価格交渉では、消費税相当額を除いた薬価本体価格との比較により、納入価を提示するとした表示カルテルを実施しており、関係方面の方々のご理解をいただきながら進めているところです。

医療用医薬品の流通は今、大変重要な時期にさしかかっており、この時期にこのセミナーを開催するのは大変有意義なものになると期待しております。本日は、厚生労働省の城経済課長の基調講演に続き、日本薬剤師会の山本会長、日本製薬工業協会の青柳流通適正化委員会委員長、クレコンリサーチ&コンサルティング社の木村副社長からご講演いただきます。変貌する医薬品市場にどう対応していったらよいのか多角的な観点からお話をいただけるものと思います。ご参加の皆様にも、是非、医薬品流通の抱える問題、今後の医薬品卸のあり方などについて、思いを巡らせていただく機会になればと期待し、セミナーの講演の最初のことばといたします。